

图 4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

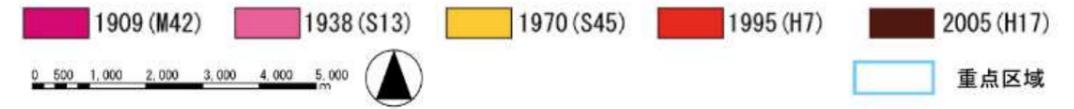
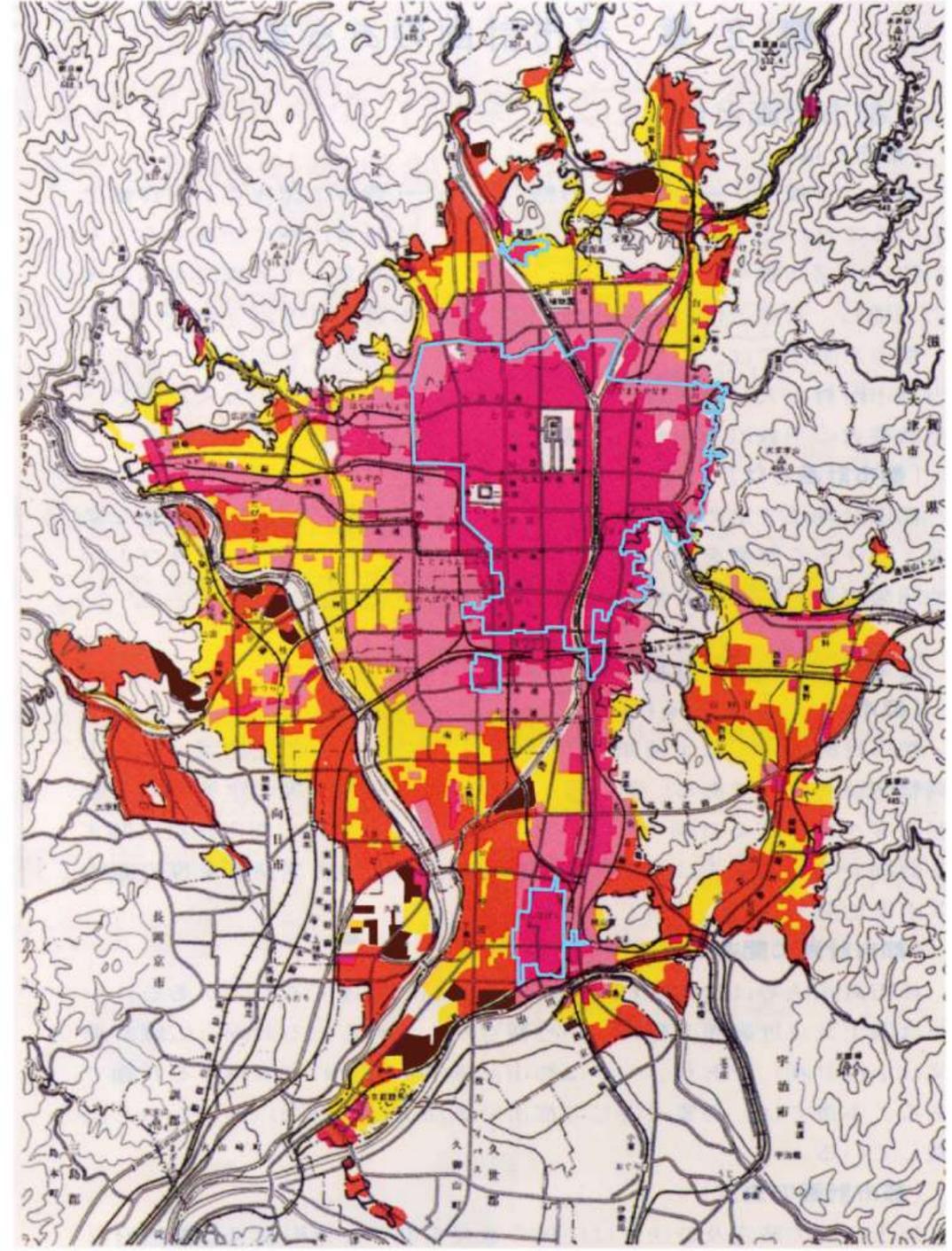


图 4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

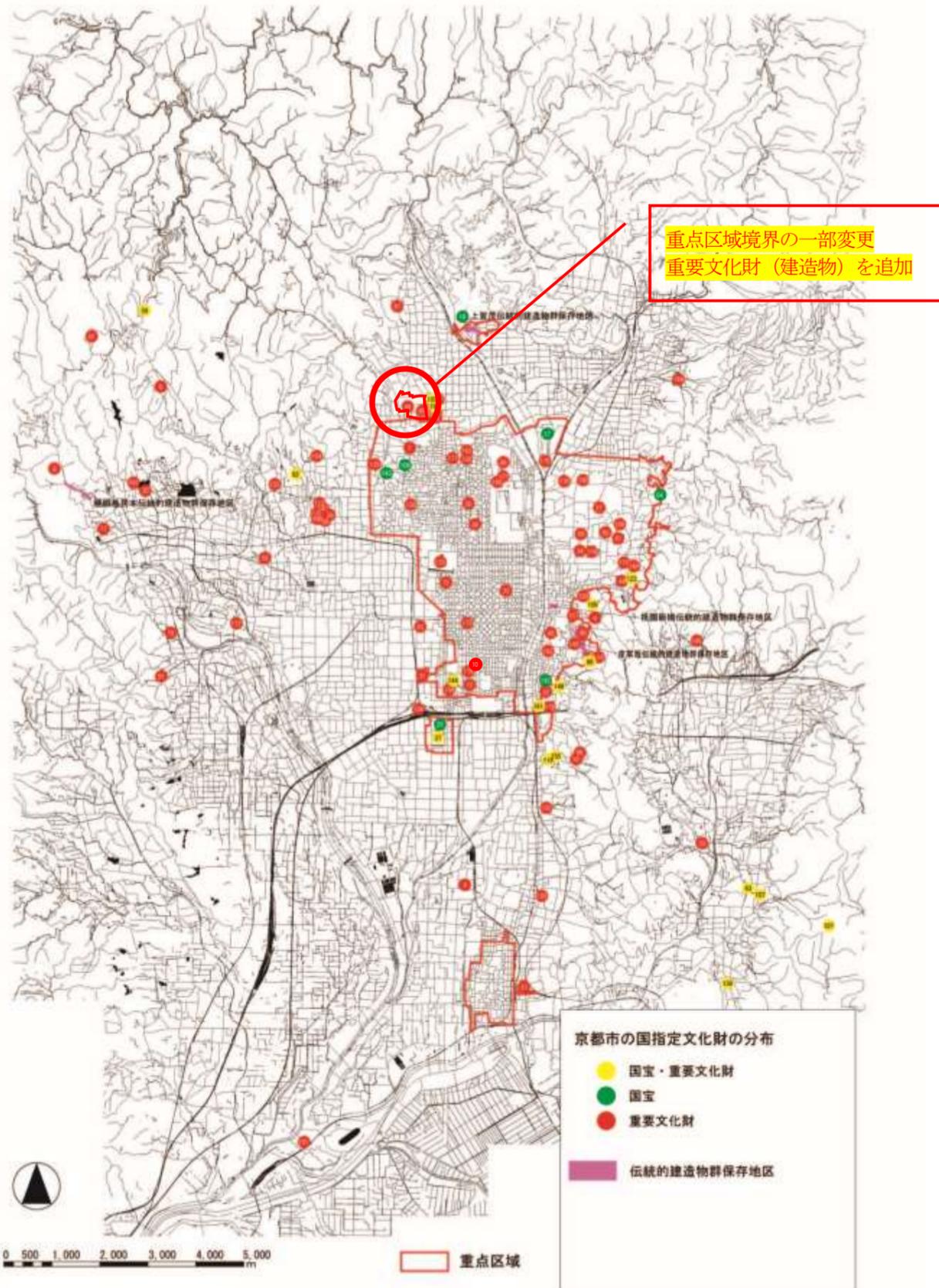


图4-2「国指定文化財の分布」と重点区域

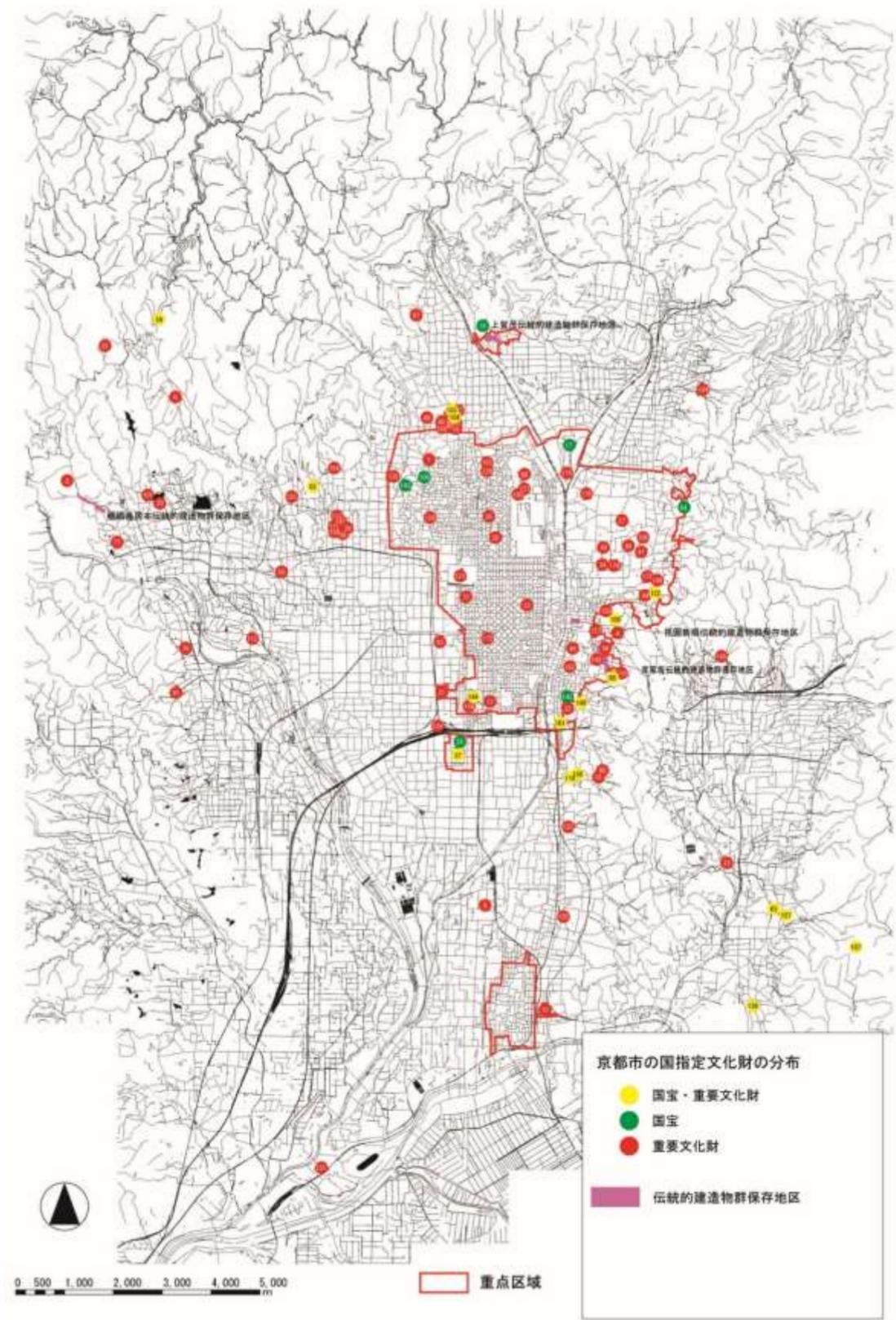


图4-2「国指定文化財の分布」と重点区域

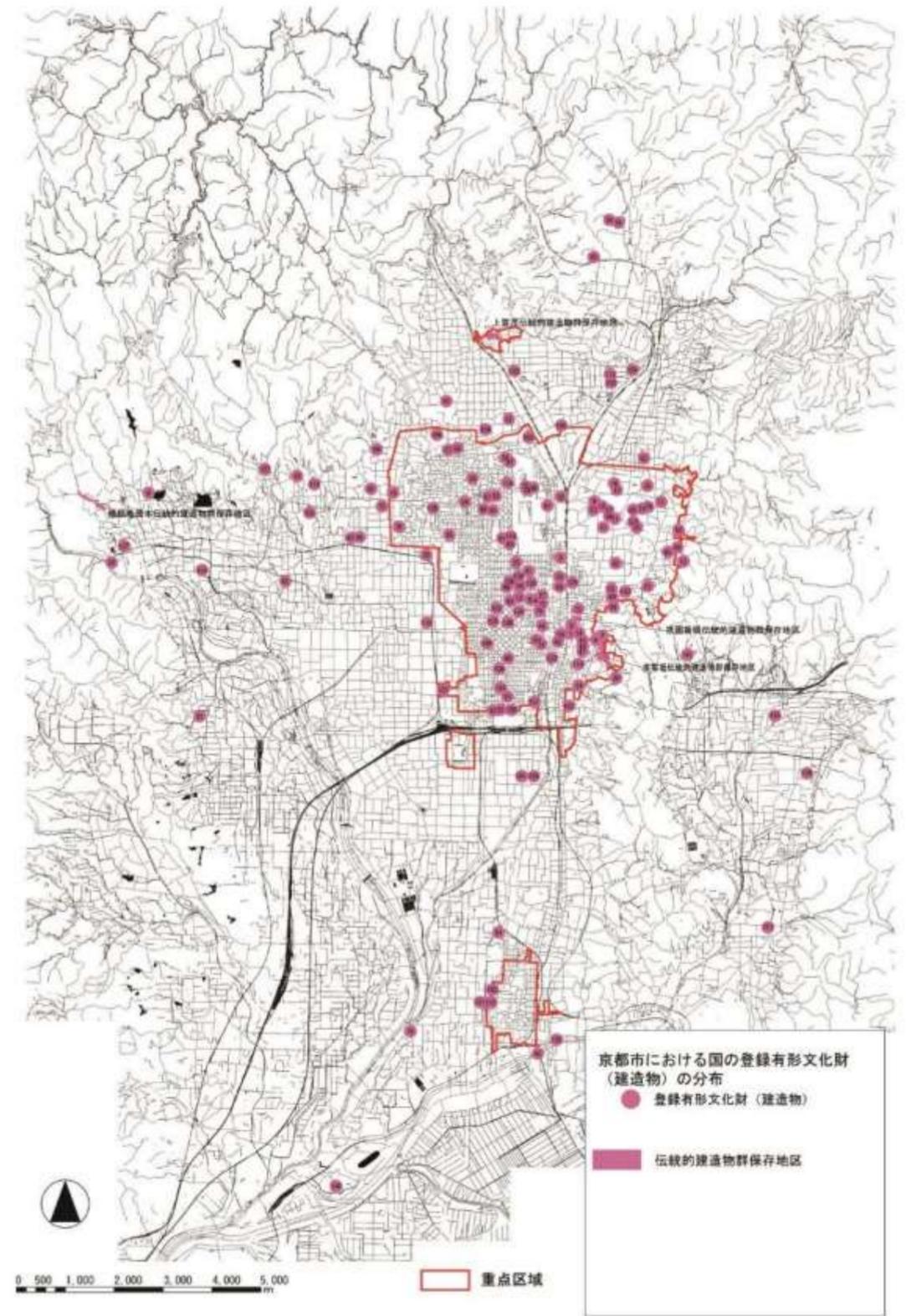
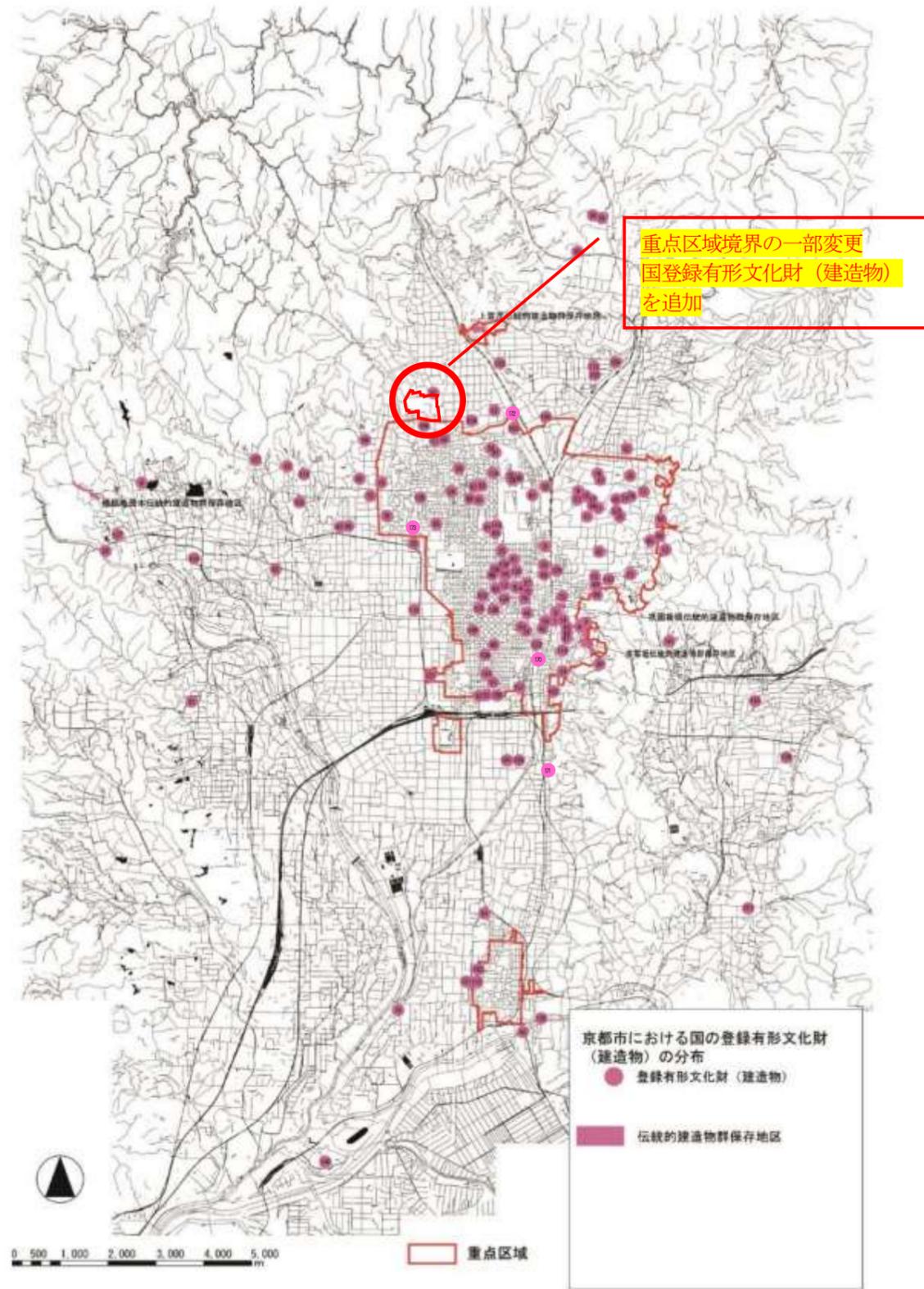


図4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

図4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

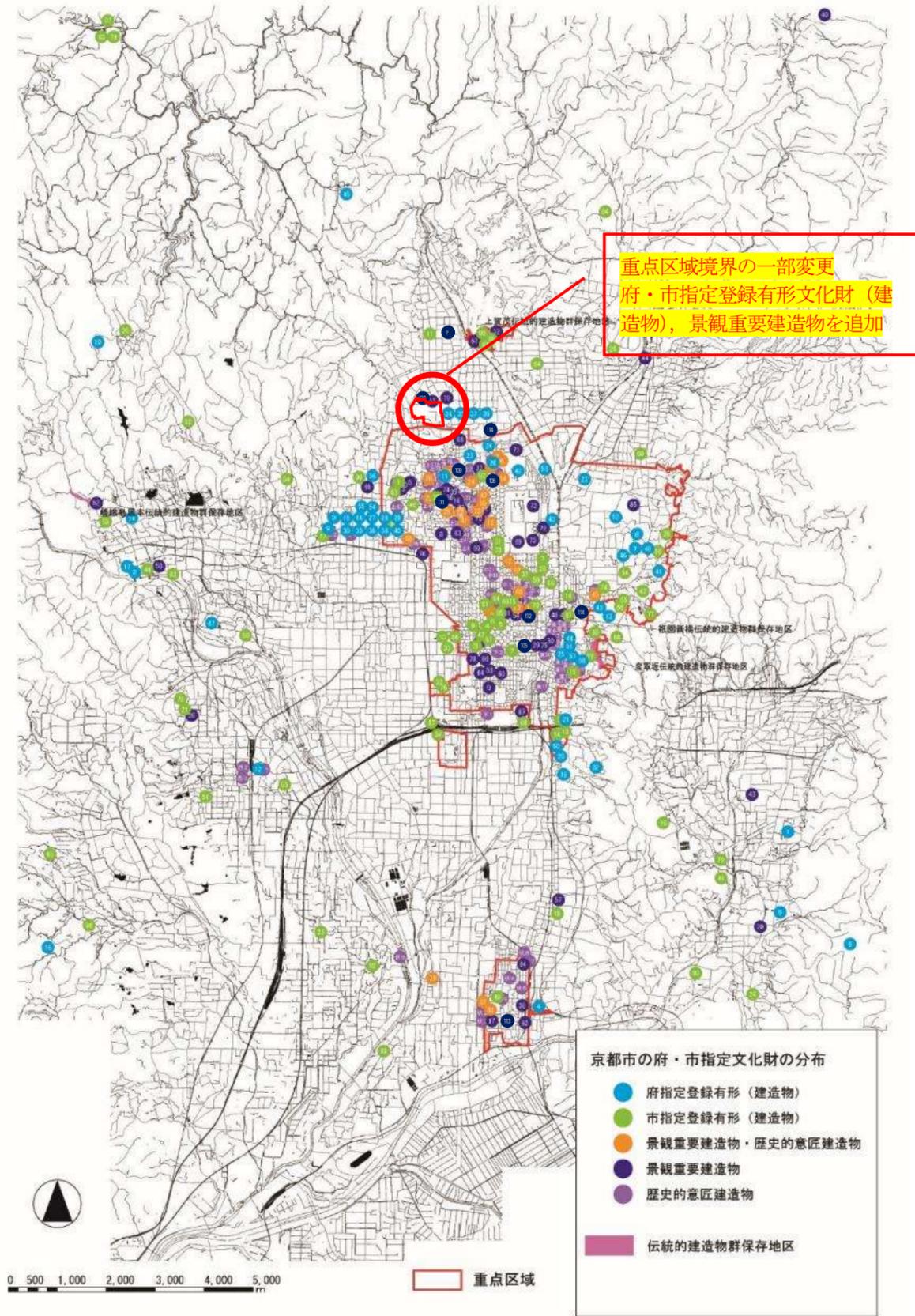


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

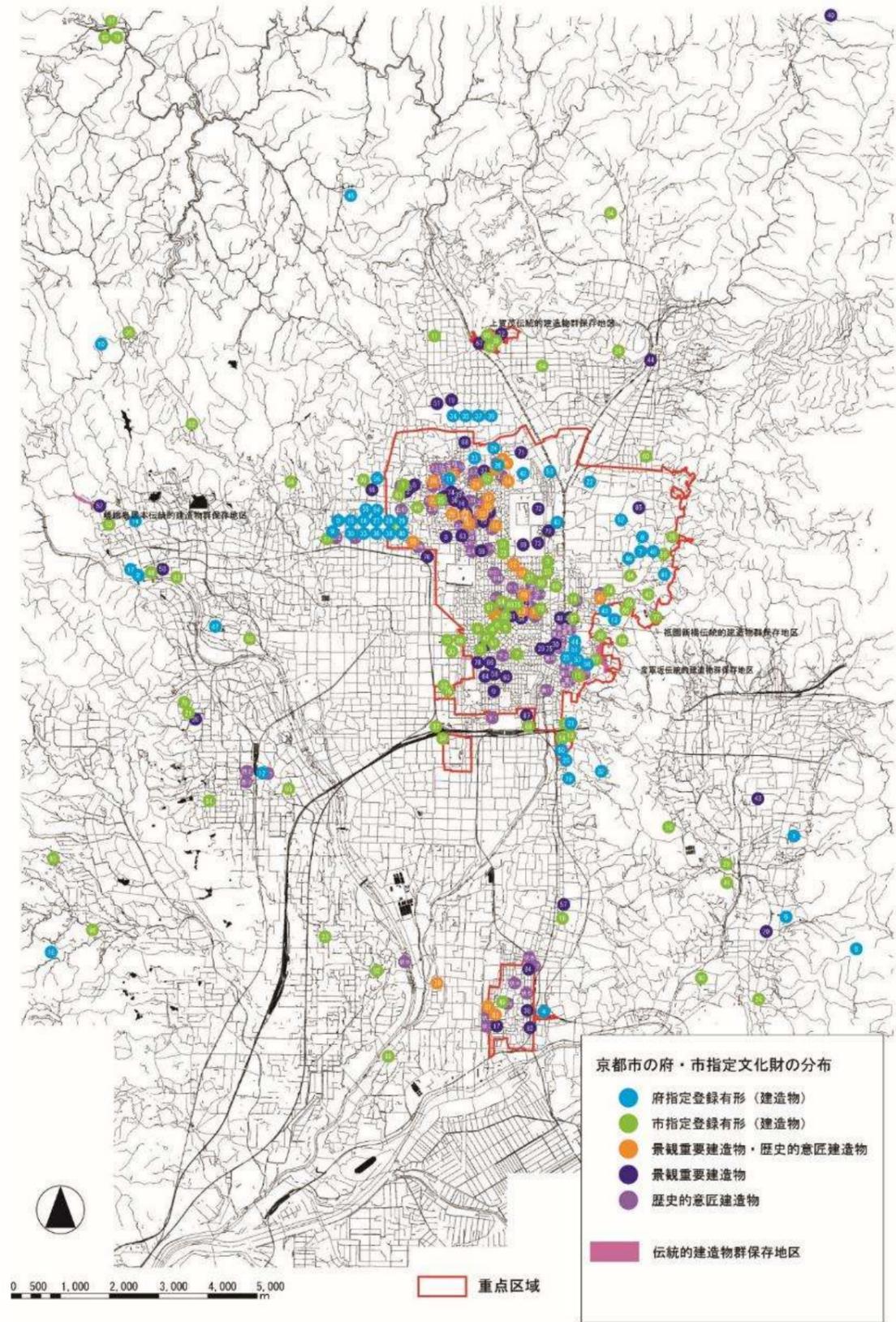


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

4 重点区域の設定

(記載している指定件数等については令和2年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,510ha

ア 地区の設定

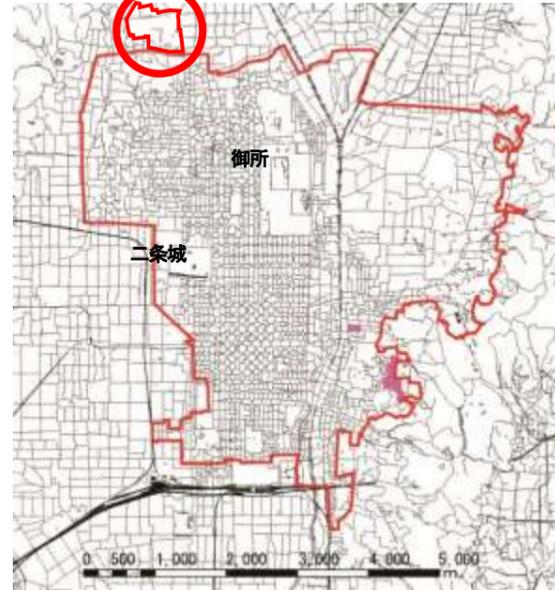


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的な活動が

行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水をはじめとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地(おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸辺型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区を含む。当地区の区域はこれらの区域その他の景観規制の区域界及び市街化区域界に基づき定めているほか、歴史的風致に関連する施設の存する範囲によって定めている。

4 重点区域の設定

(記載している指定件数等については平成29年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,468ha

ア 地区の設定



図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的な活動が

行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水をはじめとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地(おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸辺型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区を含む。当地区の区域はこれらの区域その他の景観規制の区域界及び市街化区域界に基づき定めているほか、歴史的風致に関連する施設の存する範囲によって定めている。

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）※地域：その他の沿道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域、銀閣寺周辺特別修景地域、岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）、清水寺特別修景地域の一部
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）
 大徳寺風致地区（大徳寺周辺特別修景地区）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

その他の重点区域界の根拠

ねねの道から名勝円山公園につながる道路のうち、円山特別修景地域と接する道路の東側道路境界

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区
 山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1)／鴨川東(2)／鴨川西(1)／鴨川西(3)／高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）※地域：白川（岡崎・祇園）／鴨川西(2)／高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1)／職住共存(2)／本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）※地域：その他の沿道の一部

風致地区
 相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景地域の一部、銀閣寺周辺特別修景地域、岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部、東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）、清水寺特別修景地域の一部
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

その他の重点区域界の根拠

ねねの道から名勝円山公園につながる道路のうち、円山特別修景地域と接する道路の東側道路境界

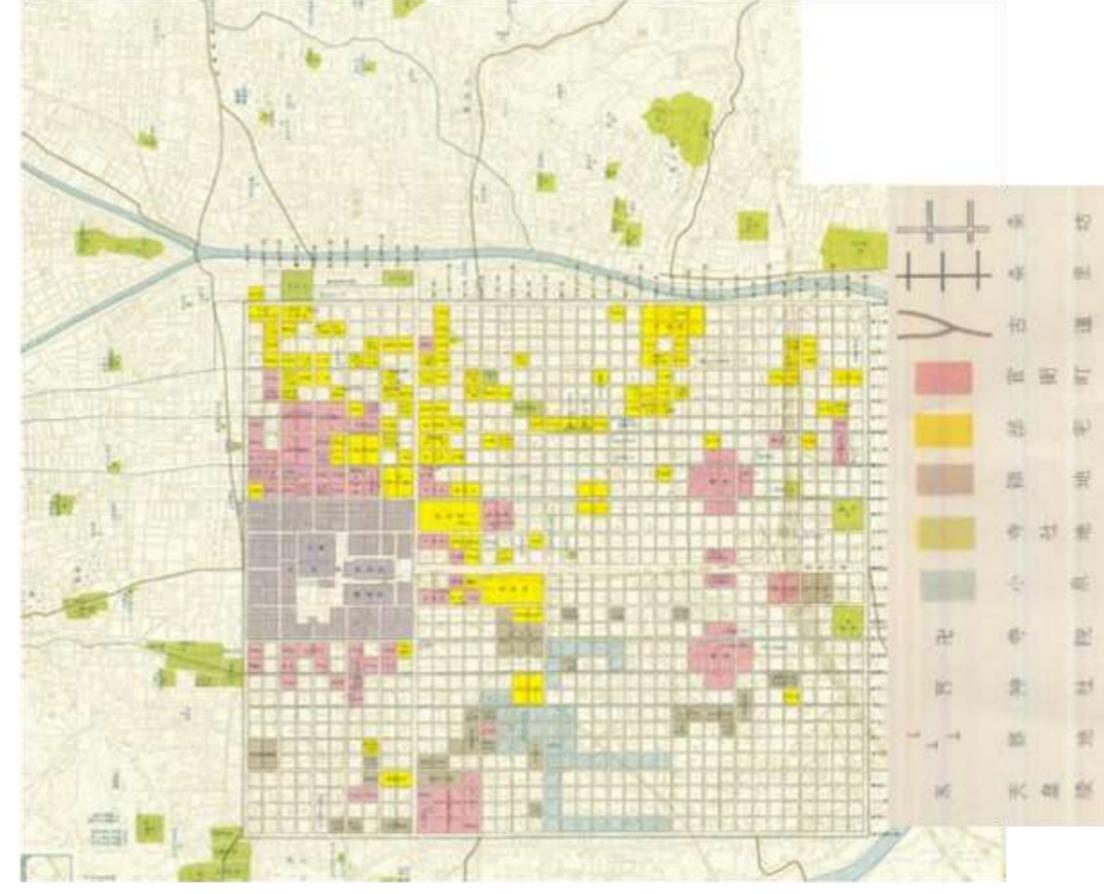
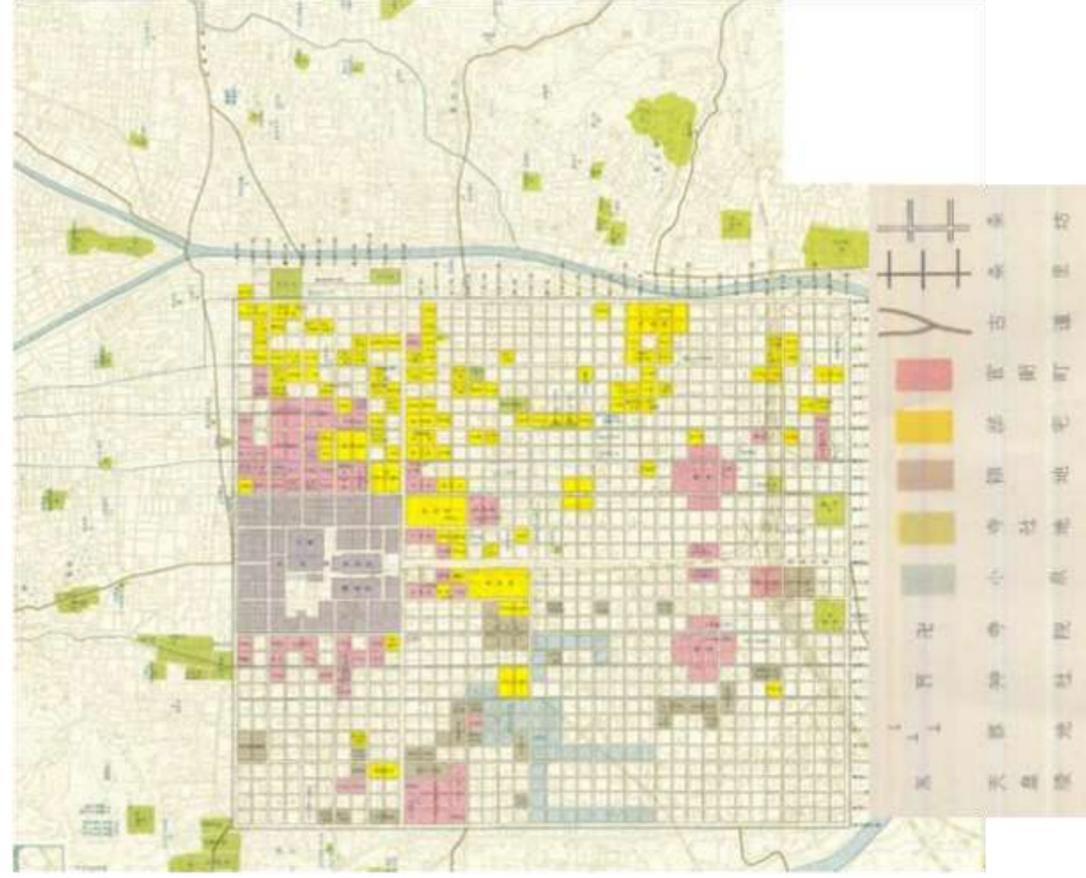


图 4-8 平安時代 院政以前の歴史的市街地区周辺 (『京都の歴史』 平安の新京)

图 4-8 平安時代 院政以前の歴史的市街地区周辺 (『京都の歴史』 平安の新京)

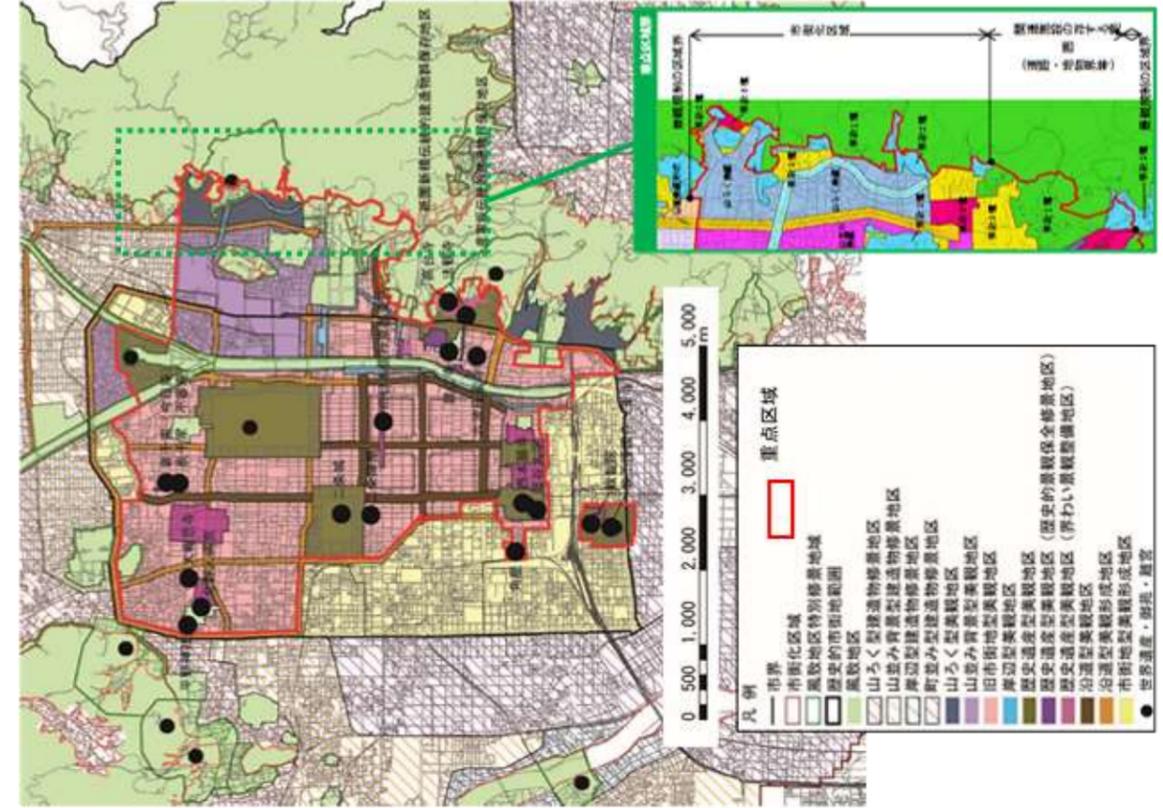
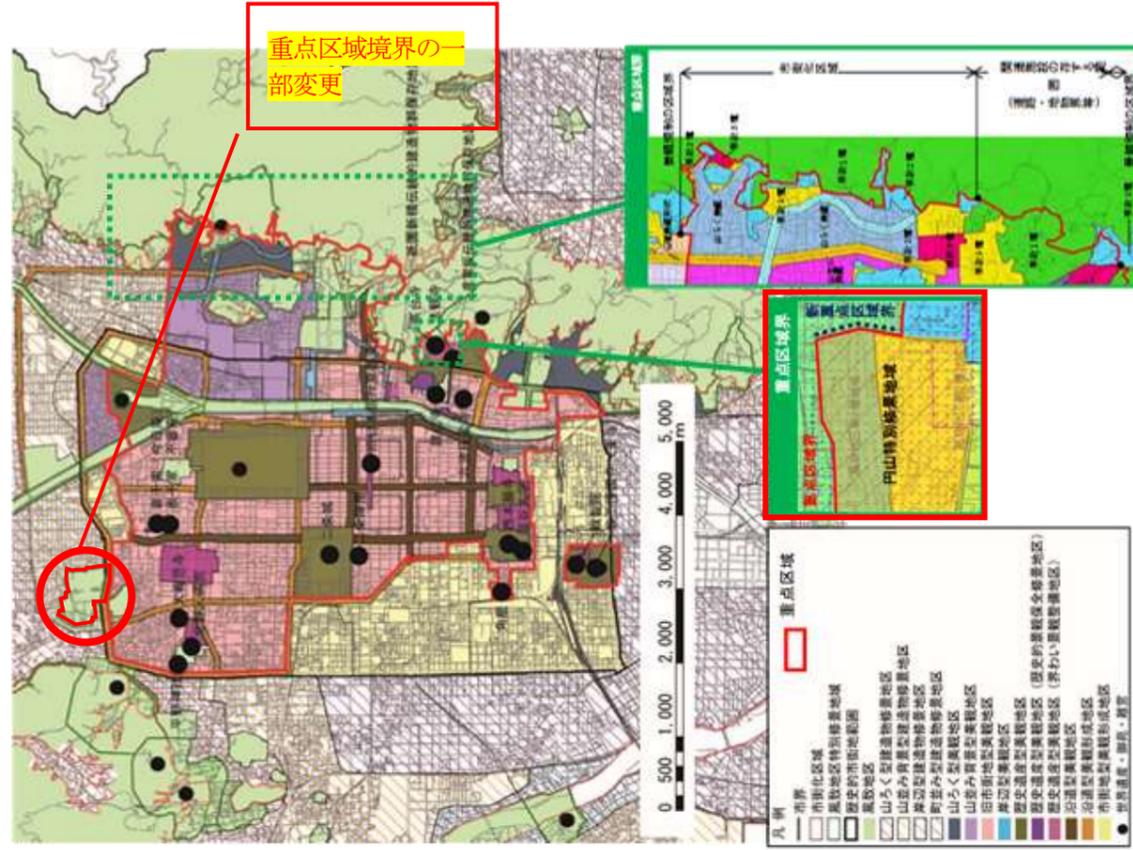


图 4-7 「景観規制図」と重点区域

图 4-7 「景観規制図」と重点区域

新 (P4-13)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 71 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 37 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

平成 16 年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>211</u> 件	<u>71</u> 件
記念物	95 件	<u>37</u> 件
重要有形民俗文化財	4 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区
重要文化的景観	1 件	1 件

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(イ) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治 39 年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳 2 年（1712 年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約 70% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ウ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

旧 (P4-13)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 57 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城（史跡）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

平成 16 年の文化財保護法改正で新たな文化的保護制度として加わった重要文化的景観には、「京都岡崎の文化的景観」が選定されている。

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	210 件	58 件
記念物	95 件	30 件
重要有形民俗文化財	4 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区
重要文化的景観	1 件	1 件

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(イ) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治 39 年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都における明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。

現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。

(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳 2 年（1712 年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約 70% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(ウ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

新（P4-14）

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となつてすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石堀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、261件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築102件、社寺39件、町家54件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定32件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築16件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定21件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝14件、天然記念物6件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>419</u> 件	<u>261</u> 件
府指定有形文化財（建造物）	<u>49</u> 件	<u>17</u> 件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	<u>74</u> 件	<u>32</u> 件
市登録有形文化財（建造物）	27件	10件
市指定記念物	74件	<u>21</u> 件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物78件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、^{かみのきょうこかわ}上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>114</u> 件	<u>78</u> 件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

旧（P4-14）

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となつてすぐれた歴史的風致を形成している。

また、石堀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、259件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定31件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	415件	259件
府指定有形文化財（建造物）	48件	14件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	72件	31件
市登録有形文化財（建造物）	27件	10件
市指定記念物	74件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物72件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、^{かみのきょうこかわ}上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	104件	72件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

新 (P4-17)



凡例	
	寺地
	町地
	学校

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8地区	1地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	三弘法詣 ＜東寺, 仁和寺, 神光院＞	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会 (盆踊り) ＜東寺＞	
12月	21日	終い弘法 ＜東寺＞	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん ＜東寺＞	

図4-13 天明・文化期の東寺地区周辺
 (『京都の歴史6 伝統の定着』)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	田畑

図4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺
 (『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また, 記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	211件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については, 以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され, 現在まで主要伽藍は不動のまま, 京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として, 世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

旧 (P4-17)



凡例	
	寺地
	町地
	学校

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	8地区	1地区

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	三弘法詣 ＜東寺, 仁和寺, 神光院＞	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3カ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会 (盆踊り) ＜東寺＞	
12月	21日	終い弘法 ＜東寺＞	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん ＜東寺＞	

図4-13 天明・文化期の東寺地区周辺
 (『京都の歴史6 伝統の定着』)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	田畑

図4-14 大正4年(1915)の東寺地区周辺
 (『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また, 記念物1件が国指定記念物に指定されている。

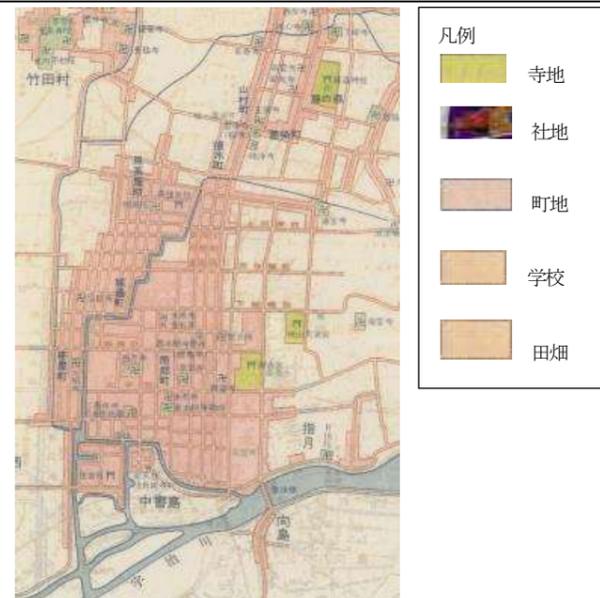
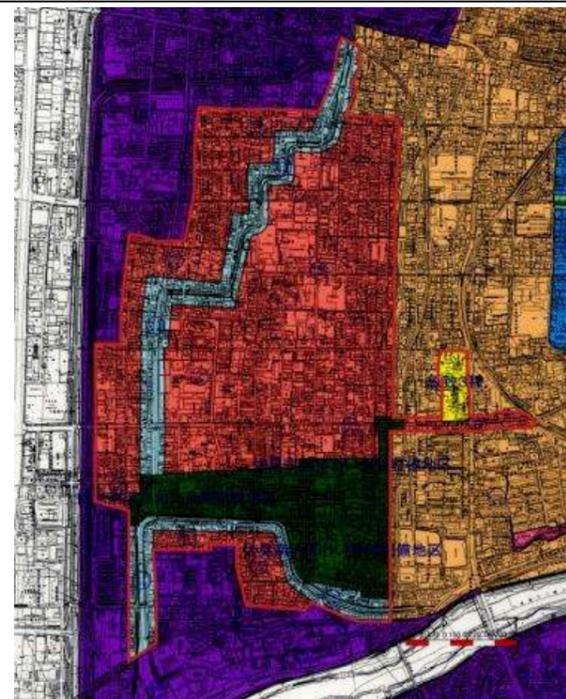
国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	210件	14件
記念物	95件	1件

当地区内の主な国指定文化財については, 以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され, 現在まで主要伽藍は不動のまま, 京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として, 世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。



凡例

寺地
社地
町地
学校
田畑

凡例

寺地
社地
町地
学校
田畑

図4-18 大正4年(1915)の伏見地区周辺
(『京都の歴史8 古都の近代』)

図4-18 大正4年(1915)の伏見地区周辺
(『京都の歴史8 古都の近代』)

凡例

旧市街地型美観地区
歴史遺産型美観地区(伏見南浜界わい景観整備地区)
岸辺型美観地区
山ろく型建造物修景地区
町並み型建造物修景地区
風致地区第2種地域
風致地区第3種地域
重点区域

凡例

旧市街地型美観地区
歴史遺産型美観地区(伏見南浜界わい景観整備地区)
岸辺型美観地区
山ろく型建造物修景地区
町並み型建造物修景地区
風致地区第2種地域
風致地区第3種地域
重点区域

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	211件	1地区

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	210件	1地区

当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

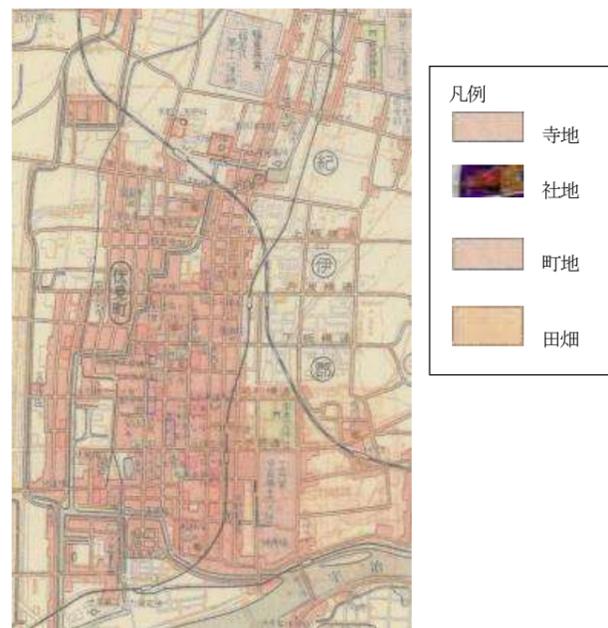
当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

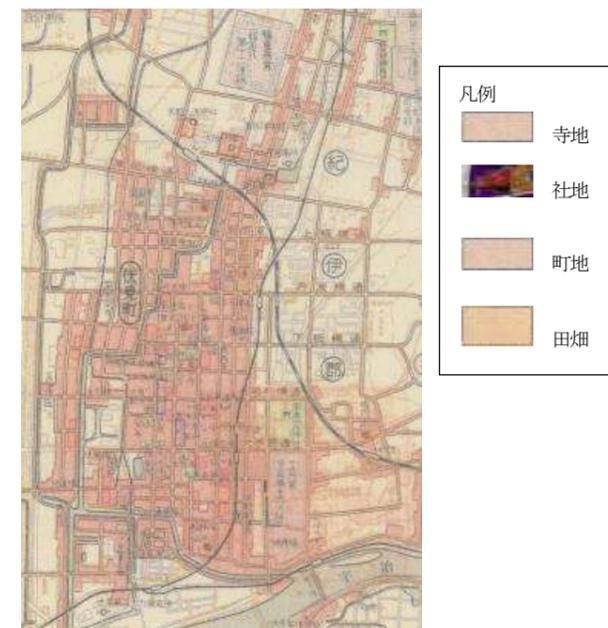
図4-16 「景観規制図」と重点区域



凡例

寺地
社地
町地
田畑

図4-16 「景観規制図」と重点区域



凡例

寺地
社地
町地
田畑

図4-17 天明・文化期の伏見地区周辺
(『京都の歴史6 伝統の定着』)

図4-17 天明・文化期の伏見地区周辺
(『京都の歴史6 伝統の定着』)

新 (P4-20)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、12件が登録されている。これらを種別で見ると、近代和風建築4件、近代洋風建築2件、町家4件、その他2件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	419件	12件
府指定有形文化財（建造物）	49件	1件
市指定有形文化財（建造物）	74件	1件
市登録記念物	25件	1件
市指定有形民俗文化財	8件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物7件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	114件	7件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事 <御香宮神社>	
2月	しょうらい 上卯日	おみほしめ 御弓始神事 <御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭 <御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事 <御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納 <御香宮神社>	
9～ 10月	9月下旬 から10月 初旬ごろ	神幸祭 <御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事 <御香宮神社>	酒どころ伏見は寒 づくりの新酒を仕 込む季節。醸造家 が しょうじんけっさい 精進潔斎 をして神前で新酒 の出来を願う行事

旧 (P4-20)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、12件が登録されている。これらを種別で見ると、近代和風建築4件、近代洋風建築2件、町家4件、その他2件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	415件	12件
府指定有形文化財（建造物）	48件	1件
市指定有形文化財（建造物）	72件	1件
市登録記念物	25件	1件
市指定有形民俗文化財	8件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	104件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事 <御香宮神社>	
2月	しょうらい 上卯日	おみほしめ 御弓始神事 <御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭 <御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事 <御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納 <御香宮神社>	
9～ 10月	9月下旬 から10月 初旬ごろ	神幸祭 <御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事 <御香宮神社>	酒どころ伏見は寒 づくりの新酒を仕 込む季節。醸造家 が しょうじんけっさい 精進潔斎 をして神前で新酒 の出来を願う 行事

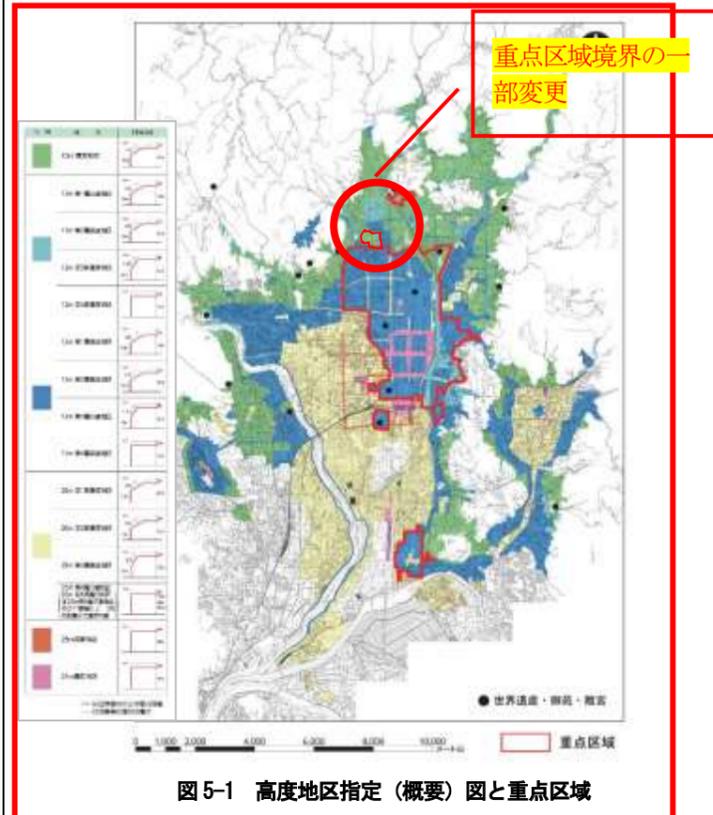
1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中では伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。



(2) 景観地区(美観地区及び美観形成地区)

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛^{たた}える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、風致地区を除くほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準(以下「共通基準」という。)と地区ごとのデザイン基準(以下「地区別基準」という。)から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩(禁止色)、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別基準では、建築物の規模により低層、中層、高層に分類し、地域特性に応じ、それぞれに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、第三者機関(京都市美観風致審議会)への諮問などにより、形態意匠等の制限を適用しない、特例制度を設けている。

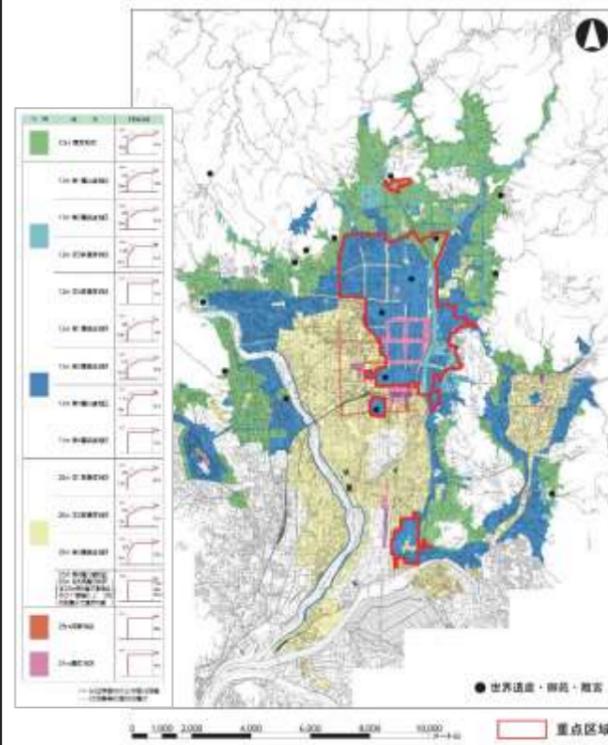
1 重点区域における都市計画との連携

(1) 高度地区

住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、市街地の大半に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度等を都市計画で定めている。重点区域内では、全域に高度地区を指定している。

建築物の高さの最高限度については、10mから31mまで6段階で定めており、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、京町家の町並みと違和感の少ない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mというように、それぞれの地域の特性や土地利用等を勘案したものにしている。

特に歴史的市街地地区内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中では伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されている。こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを15mとしている。



(2) 景観地区(美観地区及び美観形成地区)

京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛^{たた}える地域、世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域などの良好な景観の維持向上を目的に美観地区を指定している。重点区域内では、風致地区を除くほぼ全域を美観地区に指定している。

また、美観地区のように良好な景観が既に形成されている地区以外で、美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通りなどを美観形成地区に指定し、新たに良好な市街地の景観の創出を図っている。重点区域内では、河原町通、御所から以西及び以北の丸太町通・今出川通・烏丸通や千本通等の幹線道路沿道を美観形成地区に指定している。

美観地区及び美観形成地区は、景観法に基づく景観地区として定めている。美観地区には6つの地区類型、美観形成地区には2つの地区類型を定め、それぞれについて地区の特性に合った「建築物等のデザイン基準」を都市計画で定めている。

このデザイン基準は、すべての地区に共通するデザイン基準(以下「共通基準」という。)と地区ごとのデザイン基準(以下「地区別基準」という。)から成り立っている。

共通基準では、屋根の色彩、塔屋等の高さ、主要な外壁に使用しない色彩(禁止色)、バルコニーの形状、建築設備の修景措置に係る基準などを定めている。また、地区別基準では、建築物の規模により低層、中層、高層に分類し、地域特性に応じ、それぞれに屋根の形状や材料、軒庇の設置、道路からの壁面後退、門や塀等による通り景観に対する修景措置などを定めている。

景観地区内で建築行為などを行う場合は、これらの基準に関してあらかじめ市長の認定が必要となる。

なお、共通基準又は地区別基準に適合しない建築物や工作物でも、その形態意匠が特に優れていると認められるもの、公益上必要と認められるもので、良好な景観の形成に寄与するもの及び景観上支障をきたすおそれがないと認められるものについては、第三者機関(京都市美観風致審議会)への諮問などにより、形態意匠等の制限を適用しない、特例制度を設けている。

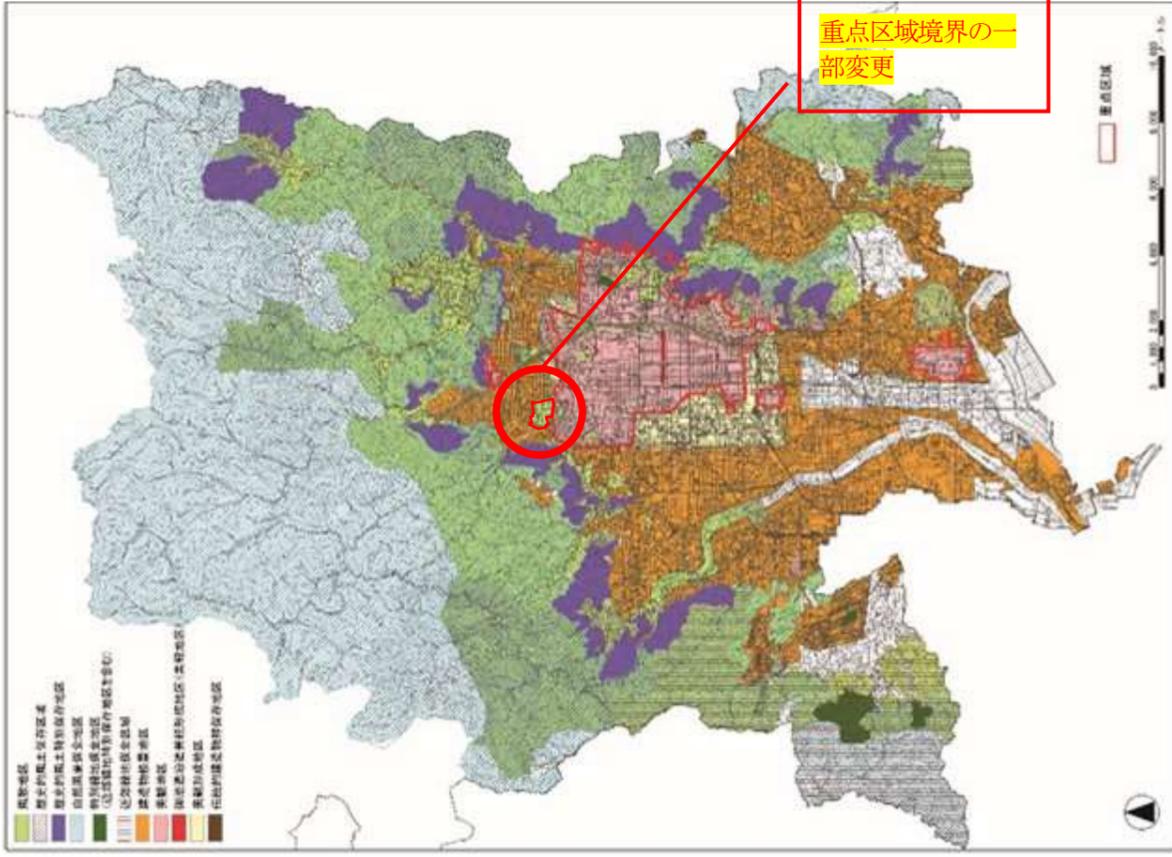


图5-3 景观计画区域图 (区域区分图) 和重点区域

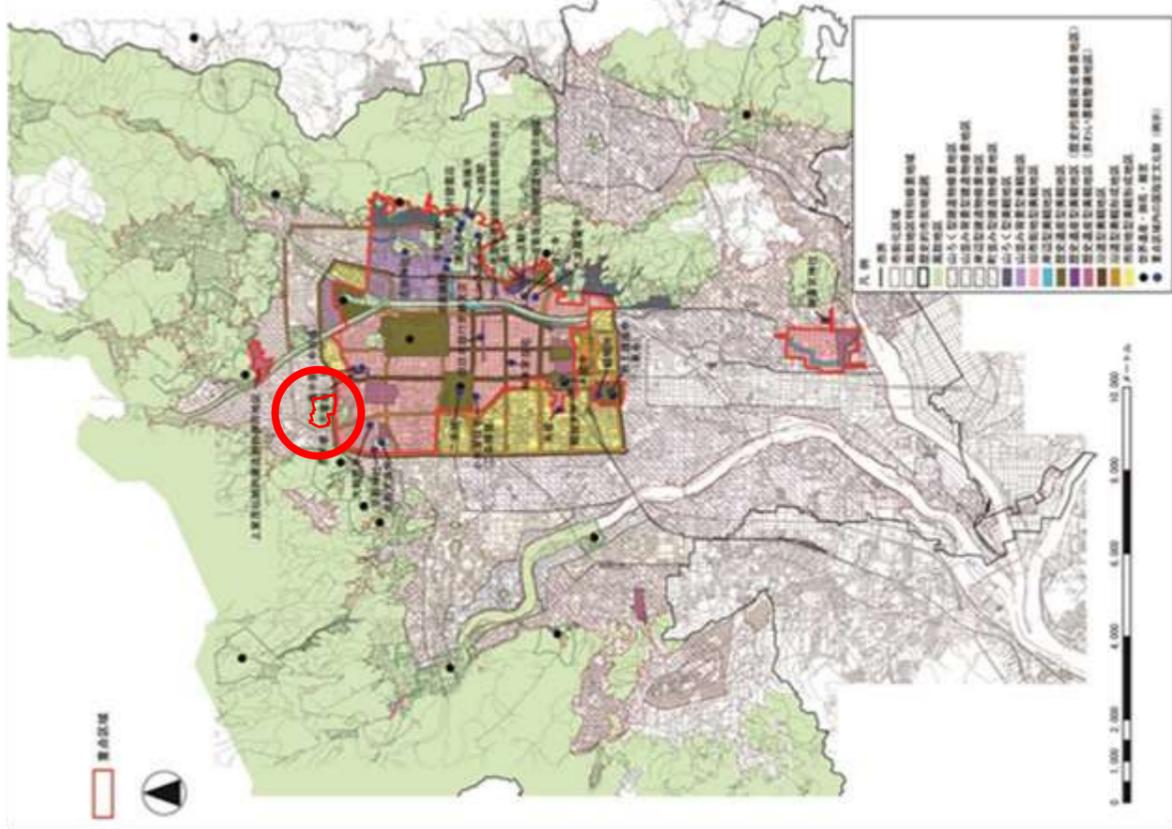


图5-2 景观地区, 建造物修景地区, 风貌地区和重点地区

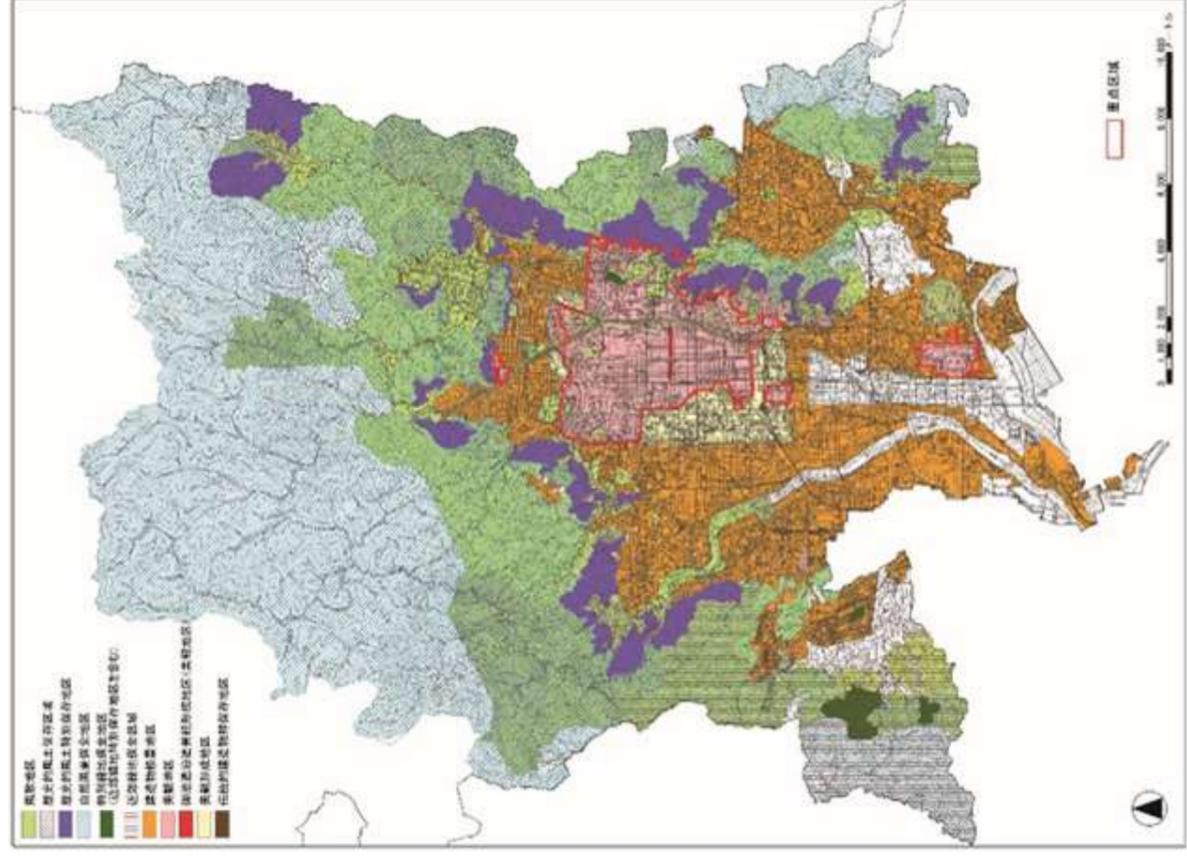


图5-3 景观计画区域图 (区域区分图) 和重点区域

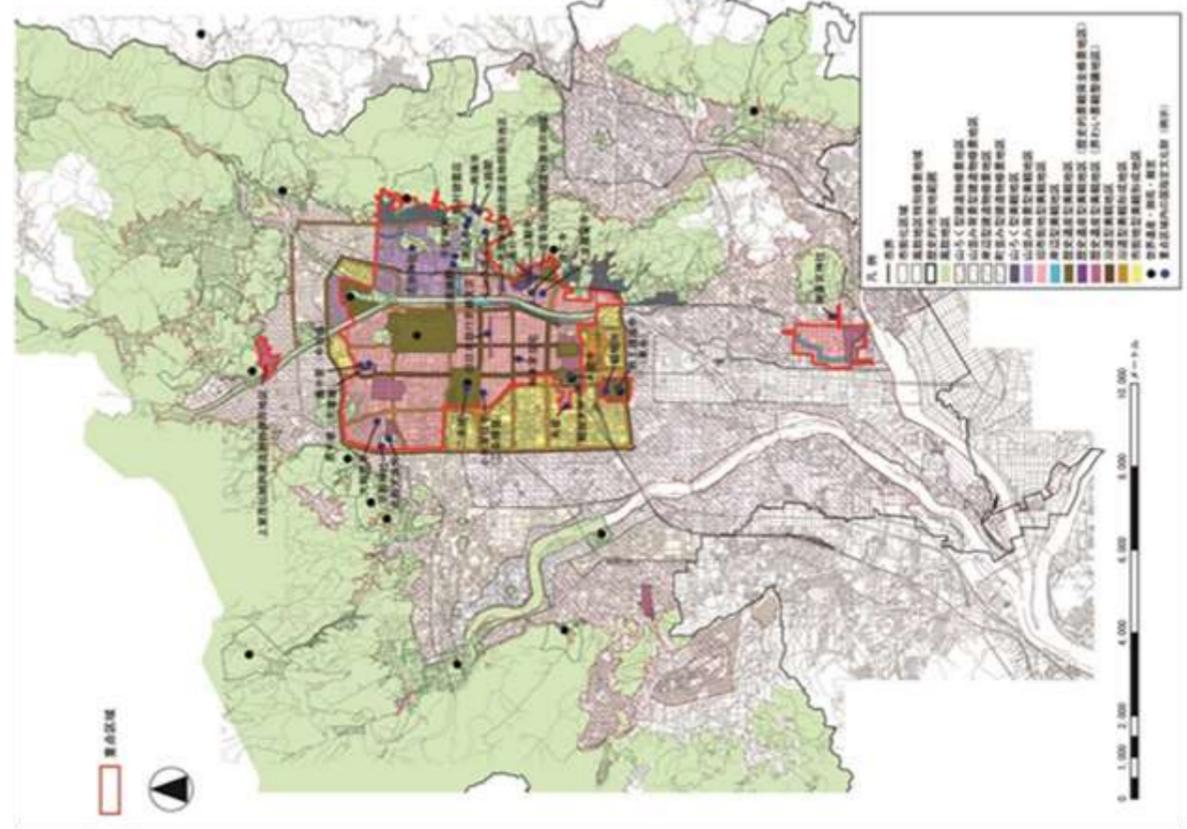


图5-2 景观地区, 建造物修景地区, 风貌地区和重点地区

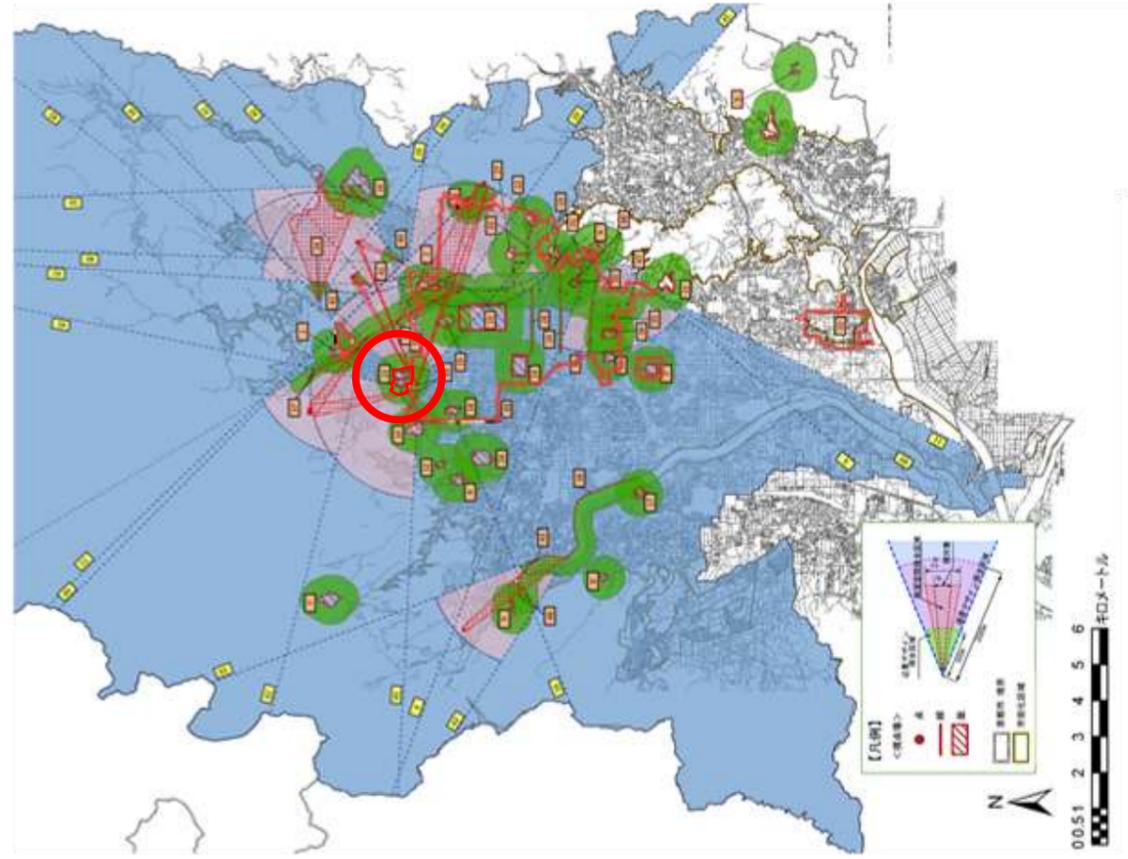


図5-4 眺望景観保全地域指定（概要）図と重点区域

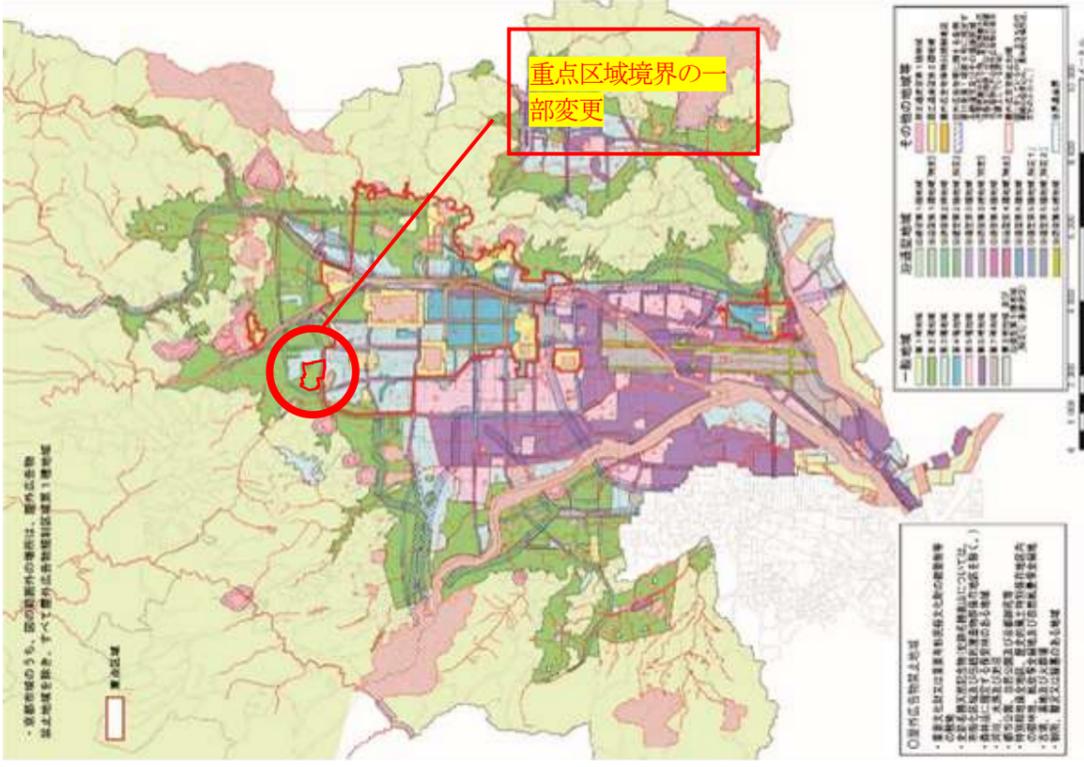


図5-5 屋外広告物規制区域等指定（概要）図と重点区域

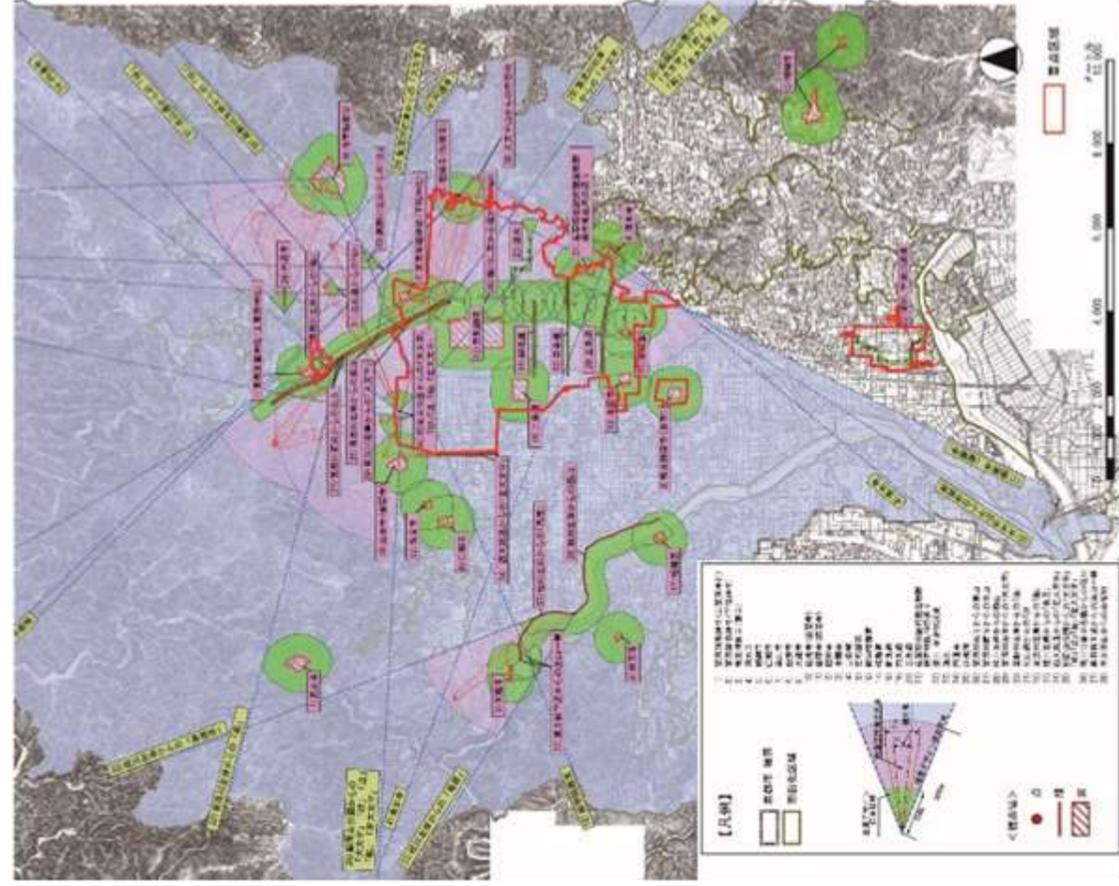


図5-4 眺望景観保全地域指定（概要）図と重点区域

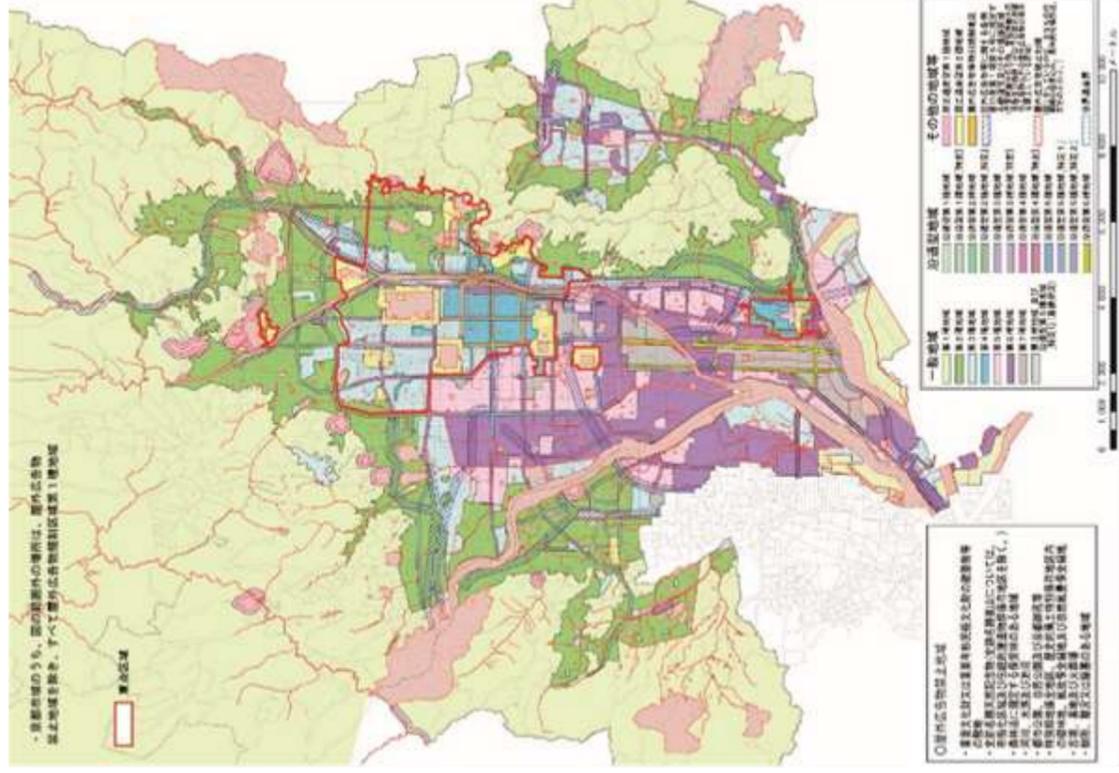


図5-5 屋外広告物規制区域等指定（概要）図と重点区域

新 (P5-9)

旧 (P5-9)

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、殊に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

今後は、平成31年3月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方」についての答申を受けて、これまで京都市が取り組んできた「京都を彩る建物や庭園」、「京都をつなぐ無形文化遺産」、「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」などの独自の維持継承の取組を踏まえ、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく文化財に加え、人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全てを京都文化遺産と位置づけ、維持継承を図っていくことが求められている。

また、文化遺産の調査・研究や必要な修理を行い、後世に引き継いでいく「保存」と、文化遺産の価値を多くの人が共有できるように発信、公開する「活用」とをバランスよく行うことにより、保存のための資金の確保や、担い手の確保、伝統技術の継承につなげ、これにより、文化財の価値を未来に伝えていく「保存と活用の好循環」が求められている。

京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.1%、重要文化財は14.3%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に3,000件を超す文化財が集積している。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

こうした文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年(1982)4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

京都市には、都心部等に約4万件存在するといわれる町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで京都市近代化遺産調査(平成11~14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18~20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によってつくり出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年(2003)に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後もこうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって重要有形民俗文化財である山鉾の修理事業を行うとともに、

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

歴史都市・京都は、古代から近代に至る長い歴史を有し、殊に平安遷都以来、日本の歴史の中心であり続けてきた。このため、各時代において、日本を代表する歴史的な遺産が生み出され、蓄積されてきた。神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、また美しい町並みと町家、緑豊かな自然や歴史を重ねた遺跡・名勝地などの記念物はどれもが日本文化の象徴ともいえるものである。将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化財の保存と継承はもとより、この文化財が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

そのため、本市としては、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

とりわけ京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」14件が所在するのをはじめ、国指定文化財の全国比では、国宝で19.1%、重要文化財は14.3%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に3,000件を超す文化財が集積している。

質、量ともに充実した京都の文化財は、古代から近代に至るまで、各時代の遺産が重層的に存在していることも他地域に類例がなく、市街地の約3分の1は平安京跡を中心とした「周知の埋蔵文化財包蔵地」でもある。

これらの文化財は、京都にとって重要な歴史的な遺産であるとともに、日本の歴史や文化を理解するための遺産であり、また、日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、多くの観光客を迎えている。

こうした文化財の保存と活用を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、国民の文化的生活の向上に貢献することは私たちに課せられた責務と考える。このため、京都市では、文化財保護法及び昭和57年(1982)4月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めている。

京都市には、都心部等に約4万件存在するといわれ

る町家をはじめ多数の歴史的建造物が残っている。これまで京都市近代化遺産調査(平成11~14年度)、京都府近代和風建築総合調査(平成18~20年度)などの調査を実施し、現存する歴史的建造物の把握に努めてきた。現在、実施されている京町家まちづくり調査などの調査により、未指定文化財の把握をさらに充実していく予定である。こうした成果に基づき、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存・活用を進めていく。

一方で、これらの文化財建造物の多くは伝統的な技術によってつくり出されたものであり、それら技術の継承が、文化財建造物の保存には不可欠である。このため、京都市では、文化財の保存技術の継承を目的として、平成15年(2003)に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置している。同施設を拠点として、各種団体と連携することにより、檜皮葺をはじめとした屋根葺、畳製作、建具製作、漆塗り等の保存技術について、職人の技能研修、一般への普及啓発事業を実施している。今後もこうした取組みを推進することにより、文化財保存技術の継承に努めていく。

また、京都にとって重要な歴史的な遺産として、祇園祭や京都五山送り火などの民俗文化財があげられる。祇園祭については、国庫補助事業によって重要有形民俗文化財である山鉾の修理事業を行うとともに、京都府や関係機関とともに重要無形民俗文化財である山鉾行事の執行に助成を行い、その保存・継承を図っている。五山送り火に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形の文化財について、鉾調査(平成22~25年度)などの調査を実施し、京都の特徴ある祭礼行事の把握に努めてきた。現在、京都府と連携した祭り行事調査などにより未指定文化財の把握をさらに充実させていく予定である。また、新たに市文化財として指定・登録することや映像等による記録保存などを通じて、京都の特色ある民俗文化の保存・継承を図っていく。

平成17年4月の文化財保護法改正により文化的景観制度が発足した。本市では平成27年10月「京都岡崎の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定された。

これらの多くの文化財は、歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を

新 (P6-2)	旧 (P6-2)
<p>京都府や関係機関とともに重要無形民俗文化財である山鉾行事の執行に助成を行い、その保存・継承を図っている。五山送り火に対しても、その保存・継承のために助成を行っている。こうした代表的事例の他、京都の地域性を有する無形の文化財について、剣鉾調査（平成22～25年度）などの調査を実施し、京都の特徴ある祭礼行事の把握に努めてきた。現在、京都府と連携した祭り行事調査などにより未指定文化財の把握をさらに充実させていく予定である。また、新たに市文化財として指定・登録することや映像等による記録保存などを通じて、京都の特色ある民俗文化の保存・継承を図っていく。</p> <p><u>文化的景観としては、本市では、平成27年10月に「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定された。一方、京都の景観は、豊かな自然遺産と悠久の歴史遺産を骨格として守りながら、地域ごとの暮らしに応じた特色ある景観と、さらには全体としての京都らしい景観とを生み出してきたものであり、常に本物を追求しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら、受け継がれてきたものであり、その全てが文化的景観であると言える。</u></p> <p><u>このため、市域全体に係る「京都の文化的景観」調査報告書（令和2年3月刊行予定）を受けて、文化財保護政策と景観政策との一層の連携を図りながら、文化遺産を大切にしまちづくりとして一体的に政策を推進していく必要がある。</u></p> <p><u>京都市内の文化財の多くは、</u>歴史的風致を形成する重要な構成要素でもあり、歴史的風致の維持及び向上を図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用にあたっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。</p> <p>本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行っていく。</p> <p>その他、京町家と並び、京都のまち歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素である寺社や近代建築物等において、土地の売却やマンション建設計画等が相次いでいることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象を拡大し、寺社や近代建築物等の指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づいて適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。</p> <p>京都市が所有または管理団体になっている国指定の文化財及び京都市文化財保護条例に基づく、指定・登録文化財の修理指導は、京都府の協力を得て本市の文化財保護技師が行っている。近年では、国庫補助事業として、京都市が所有している岩倉具視幽棲旧宅（国指定史跡）の保存修理事業（平成21～23年度）を実施した。</p> <p>また、京都市指定・登録文化財については、本市において修理等に関する指導・助言を行うと共に、修理や維持管理に必要な費用の一部を京都市が補助し、その保存を図っている。【市指定文化財等助成事業】（昭</p>	<p>図るため所有者、市民と共に積極的な保存・活用を図る。また、文化財の活用にあたっては、あくまでも文化財の保護を前提とすることから、保護の為の必要事項を予め定め、調整を図る必要がある。</p> <p>本来であれば、個々の文化財の保存管理計画、整備計画が必要ではあるが、現状ではそこまでは至っていない。今後、個々の文化財の性格を見定めたうえで、可能な限り保存管理計画、整備計画を作成することとしており、それまでの間は、関係法令等に基づいて適切な文化財の保存・活用を行うものとする。</p> <p>また、これまで、文化財指定等をしているものについては、文化財保護法及び京都府・京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、指定等をしていない文化財についても積極的に文化財的な価値調査を行い、指定・登録を推進するとともに、その保存と活用に努める。</p> <p>さらに、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みづくりの検討などを行っていく。</p> <p>その他、京町家と並び、京都のまち歴史・文化の象徴として、京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素である寺社や近代建築物等において、土地の売却やマンション建設計画等が相次いでいることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定の対象を拡大し、寺社や近代建築物等の指定を積極的に推進するとともに、保全措置のための具体策の検討を行う。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>京都に残る文化財建造物の多くは、植物性材料によるものであり、日常の管理を適正に行い、一定のサイクルで修理を実施することが、保存のために重要である。京都の国宝・重要文化財及び京都府文化財保護条例に基づく府指定・登録文化財の修理は、京都府教育庁文化財保護課が管轄し、同課に所属する文化財保護技師、伝統的な木工技術を持つ職人が担当している。国の指定等文化財の修理については、建造物の歴史や技法についての調査を踏まえ、文化財保護法に基づい</p> <p>て適切に実施する。必要に応じて、審議会や学術経験者等による修理委員会等に意見を諮り、また、関係機関と連携して実施することとなっている。</p> <p>京都市が所有または管理団体になっている国指定の文化財及び京都市文化財保護条例に基づく、指定・登録文化財の修理指導は、京都府の協力を得て本市の文化財保護技師が行っている。近年では、国庫補助事業として、京都市が所有している岩倉具視幽棲旧宅（国指定史跡）の保存修理事業（平成21～23年度）を実施した。</p> <p>また、京都市指定・登録文化財については、本市において修理等に関する指導・助言を行うと共に、修理や維持管理に必要な費用の一部を京都市が補助し、その保存を図っている。【市指定文化財等助成事業】（昭和57年～）</p> <p>この他、重要有形民俗文化財の祇園祭山鉾29基のうち、京都市が管理団体となっている10基については、京都市の事業として国庫補助修理事業を実施しているほか、それ以外の19基の山鉾についても、国庫補助額を除いた費用の一部を京都市が補助し、その保存を図っている（昭和37年～）。</p> <p>さらに、市内に所在する多くの未指定文化財についても、今後とも積極的に調査を実施すると共に、未指定ではあっても文化財としての価値が認められるものの修理については、有識者の指導の意見を聞きながら、京都市文化観光資源保護基金を財源とする助成（文化観光資源保護事業）をこれまで以上に充実させて行く。</p> <p>(3) 文化遺産を維持・継承・活用するための京都市独自制度に関する方針</p> <p>京都市は、未指定文化財や文化財として対象としない領域の文化遺産の維持、継承、活用を目的として先駆的な取組みを推進している。</p> <p>ア “京都を彩る建物や庭園”制度(平成23年創設)</p> <p>市民が京都の財産として残したいと思う京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持継承を図っていく。</p> <p>イ “京都をつなぐ無形文化遺産”制度(平成25年創設)</p> <p>世代を越えて伝えられてきた無形文化遺産の価値を</p>

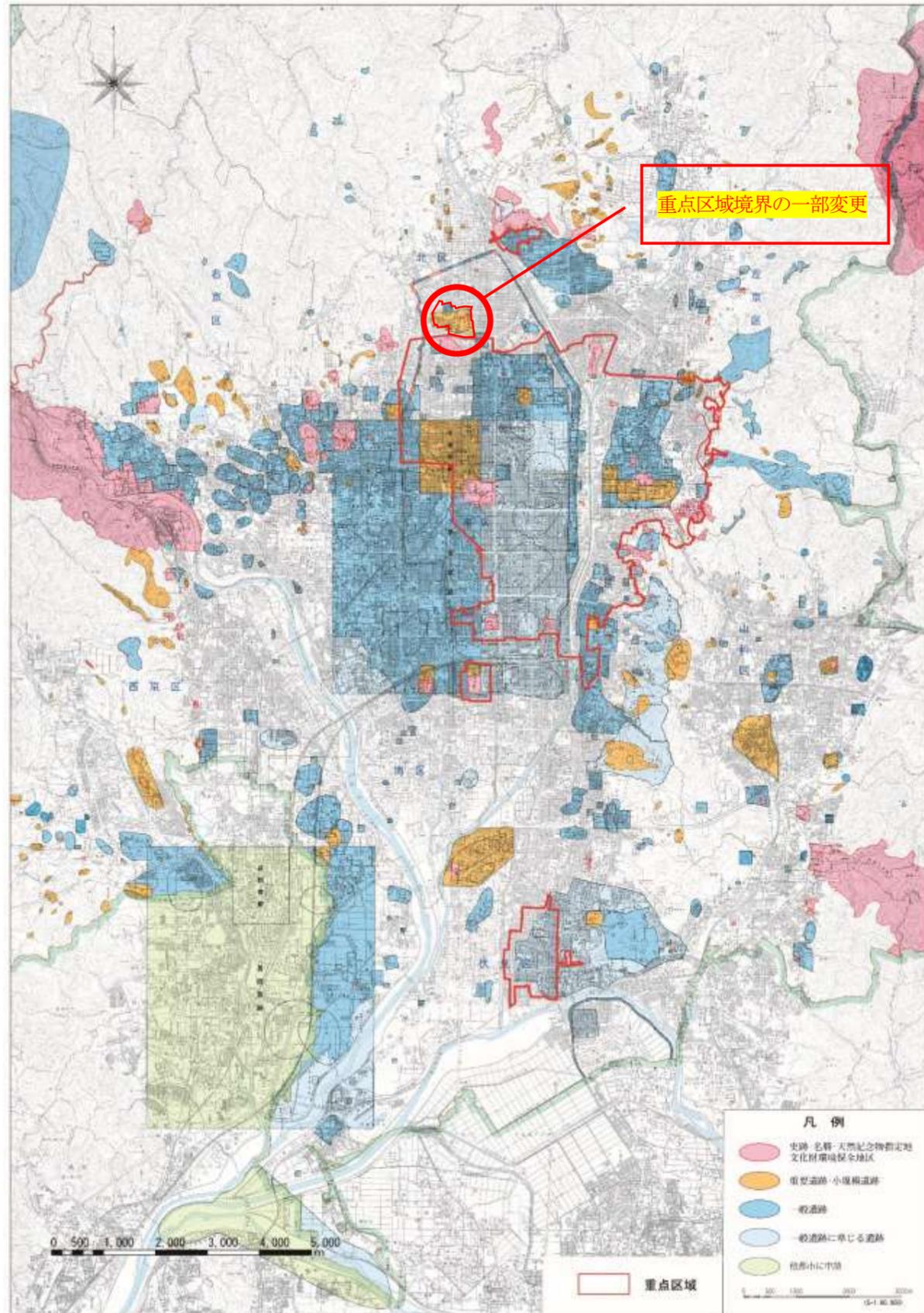


图6-1 京都市遺跡地図

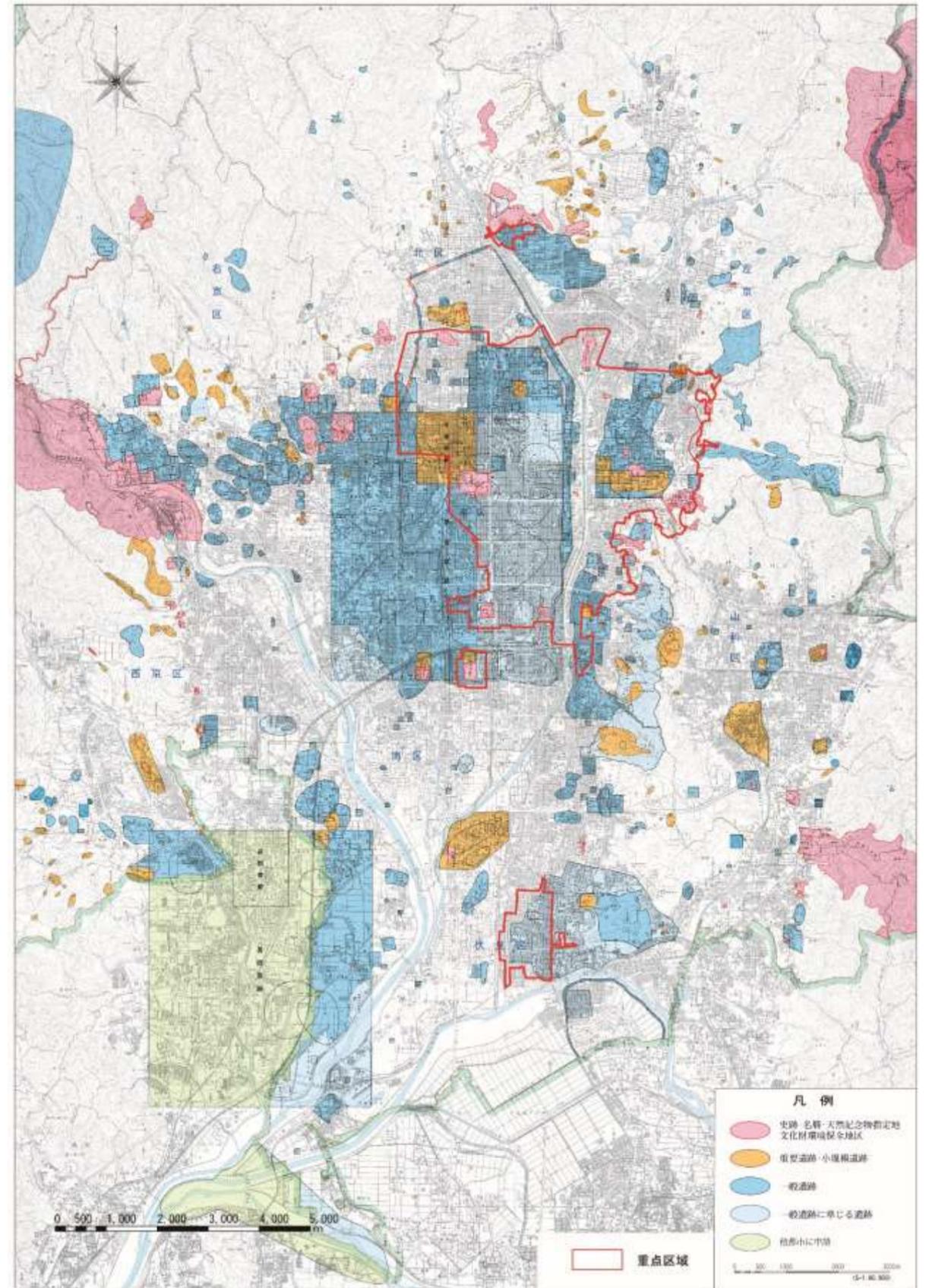


图6-1 京都市遺跡地図